

曾於市森林綜合利用施設  
（清流の森大川原峽）

指定管理者募集要項

曾於市役所商工観光課観光振興係

## 曾於市森林総合利用施設「清流の森大川原峡」の指定管理者募集要項

曾於市森林総合利用施設「清流の森大川原峡」（以下「大川原峡」という。）について、令和6年4月1日より曾於市森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、下記のとおり大川原峡の管理を行う指定管理者を募集します。

### 1 施設の概要

- (1) 名称 曾於市森林総合利用施設「清流の森大川原峡」
- (2) 所在地 曾於市財部町下財部6472番地
- (3) 規模 管理事務所・・・1棟  
もくもく館・・・木造2階建  
多目的施設・・・木造平屋1棟  
オートキャンプ場・・・7区画  
バンガロー・・・6棟  
ケビン式テント・・・13張  
便 所・・・1棟  
炊 事 施 設・・・1棟  
バーベキューハウス・・・木造2棟  
水遊場（ジャブジャブ池）・・・1ヶ所  
そ の 他・・・桐原滝公園，駐車場及びキャンプ場  
に関わる施設

### 2 指定管理者の事業内容（詳細は別紙仕様書のとおり）

指定管理者は、次の事業を行います。

詳細は、別に定める「清流の森大川原峡指定管理者仕様書」に従い実施します。

- (1) 大川原峡の運営に関すること。
- (2) 大川原峡の利用の許可に関すること。
- (3) 大川原峡の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業。

※ 管理業務に関し、サービスの向上，業務の効率化，活性化につながる積極的な提案をお願いします。

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

- (1) この期間は議会の議決により決定します。
- (2) 管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者を解除する場合があります。

### 4 応募資格

指定管理者に応募する時点において、以下の全ての資格を有する者。

- (1) 法人その他の団体であること。(法人格の有無は問いません。個人は不可)
- (2) 大川原峡の管理運営を行う上で、人的及び物的管理能力を有している法人その他の団体。
- (3) 曾於市内に事務所等活動の拠点を持つ法人その他の団体。(本店、支店営業所等の名称、規模等は問いません)

## 5 欠格条項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者が、以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 曾於市から指名停止措置を受けている者。
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている団体。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、これらのいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

## 6 申請

- (1) 申請書類 各1部
  - ① 大川原峡の運営及び管理に関する計画書
  - ② 法人等の定款
  - ③ 法人の登記簿謄本
  - ④ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
  - ⑤ 大川原峡の運営及び管理に係る業務の収支予算書
  - ⑥ その他市長が必要と認めるもの
- (2) 申請方法 直接持参
- (3) 提出場所 曾於役所商工観光課 観光振興係
- (4) 提出期限 令和5年9月29日(金)正午まで

## 7 応募に関する留意事項

- (1) 申請書は、1団体につき1つとします。
- (2) 提出書類は、A4版縦型としてなるべく提出してください。
- (3) 応募の際に要する費用は、応募者の負担とします。また、提出された書類等は返却しません。なお、指定管理者に指定されなかった場合においても、応募に係った費用については補償しません。
- (4) 提出された書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。  
ただし、この書類は、曾於市情報公開条例第7条に定める非公開情報を除き、公

開の対象になります。

- (5) 市が公表した文書を除き、申請書類作成等のため市が配布した資料を公表することはできません。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは失格とします。
- (7) 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製することがあります。
- (8) 申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

## 8 審査方法

- (1) 事前審査会（商工観光課内）  
事前の書類審査を10月中旬までに、指定管理者の候補として選定します。
- (2) 指定管理者選定委員会  
事前審査会の決定に基づいて、11月上旬までに指定管理者を選定します。  
※ 選定結果については、各申請者に個別に連絡します。

## 9 審査基準

指定管理者の選定は事業計画書等の内容により、次の事項を総合的に考慮して判断します。

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するのにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的、人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

## 10 指定管理者の指定

議会の議決を得て指定を行います。

## 11 指定管理者との協定の締結

市と指定管理者で協議を行い、4月1日付けで締結します。